

【今回の1冊】 アマルティア・セン (2006)
『人間の安全保障』 東郷えりか訳、集英社。

本書では<人間の安全保障>という概念を基礎教育、グローバル化、民主主義・公共の理論、軍拡、人権の理論、持続可能な発展という観点から論じている。特に、人間がもつ潜在能力や選択する自由などの重要性に触れ、<人間の安全保障>と人間開発、そして<人権>のもつ概念的な距離を示している点は非常に興味深い。また<人間の安全保障>と密接な関係にある<人権>への考察では、それ自体の性質を明らかにし、如何に促進していくか、議論されている。

(1) 安全が脅かされる時代に (P.7)

- 1.人間の安全は身体的暴力だけでなく様々な方法で脅かされている。
 - 病気、国際犯罪、テロなど多岐にわたるが、これらの脅威に対して基礎教育は強力な予防効果を発揮する。
- 2.学校教育が果たす役割 (現代社会への参加を促す技術の付与=エンパワーメント)
 - i) 経済的恩恵

識字・計算能力の付与は、産業革命から始まる工業経済、グローバル経済への参画が可能になりグローバルな商取引の機会をうまく利用して貧困を低減する事が出来る。
 - ii) 法的恩恵

識字能力の欠如が法的権利の行使を妨げるため、これを取り除き、自分がおかれている不利な状況を法的権利の行使を通じて改善できる可能性がある。
 - iii) 政治的恩恵

社会の犠牲者たちが識字能力の付与によって政治参加の機会 (または能力) を獲得し、彼らの要求を効果的に為政者に訴えることができる。この事で自身の状況を改善することができる。

(2) 人間の安全保障と基礎教育

- 1.<人間の安全保障>概念を構成する要素
 - i) 個々の生活にしっかり重点をおくこと (国家安全保障とは対照的概念として)
 - ii) 社会及び社会的取り決めのはたす役割を重視
 - iii) 全般的な自由の拡大よりも、「不利益をこうむるリスク」に焦点を当てる
 - iv) 「より基本的な」人権を強調し、「不利益」に特に関心を向ける
- 2.不利益をこうむるリスク
 - i) 人間的発展=人間の自由と「潜在能力」を全般的に高める事に焦点を当てる。
 - ii) <人間の安全保障>を理解するためには基礎教育による安定した生活をおくれるようにはかる責任を認識する事が重要。
 - iii) 上記の社会的義務は国家のみが果たすものではなく市民やすべての制度・組織に向けられている。
- 3.基礎教育は<人間の安全保障>にどう影響するのか? (基礎教育が中心的議論になる理由)
 - i) 読み書き・計算が出来なければ日常生活が脅かされる。
 - ii) 急速なグローバル化は同時に世界の工業化を推進した。その商品の生産プロセスに参加できる

ことは収入をより多くできるにつながる。

- iii) 読み書きの能力は法的権利を理解し行使する力を与える。
- iv) 識字率の向上は政治的発言力(発信力)の源泉となり社会の意思決定への参画を可能とする。
- v) 女性の主体性の獲得と家庭内という閉鎖された空間での決定権を拡大する。
- vi) 基礎・学校教育は人々の狭量さから開放する。

(3) 人間の安全保障、人間的発展、人権

1.人間の安全保障と人間的発展

- i) <人間的発展>は発展と拡大に主眼をおき上昇傾向の強い概念である(公正な成長)。
- ii) <人間の安全保障>はリスクに主眼をおき危険から人々を守る(安全な降下)。

→<人間的発展>を補完する形で<人間の安全保障>は機能し、両概念が目指す安心と安全の拡大を目指す。

2.人間の安全保障と人権

→<人間の安全保障>と<人権>はその具体性と補完し合う関係である。<人間の安全保障>は事実からその重要性が認識され、<人権>は自然発生的な権利として1つの枠組みとなってその重要性が認識される。

- i) <人権>は規準を確立する性質(倫理的な力と政治的な力)をもち、社会が承認、促進すべき自由を具体的には述べていない。
- ii) <人間の安全保障>はより具体的な脅威を示すが倫理的な力と政治的な認知を必要としている。

(4) グローバル化をどう考えるか

1.グローバル化の歴史と遺産

- i) グローバル化は西洋化ではないし、呪縛でもなく、その恩恵を否定することは出来ない。
- ii) フワーリズムのように西洋だけが世界の科学の発展に貢献したわけではない。

2.グローバル化の相互依存と貧困

→グローバル化を単に帝国主義の1つと考えるのは早計であり、帝国主義以上の恩恵を世界にもたらした。しかしこの反面、このグローバル化した世界における経済的利益・損失の配分問題は別個の問題として考える必要がある。重要なのは貧窮した弱者の利害に十分な関心を払ってグローバル経済を利用しながら貧困を削減することである。

3.グローバルな機会の公正な配分

→グローバル化は世界に多大な機会と報酬を生み出した経緯があり、現在でもその歴史的プロセスは続いている。<人間の安全保障>という観点からグローバル化を検討すると、問題はグローバル化自体の是非ではなく、そのプロセスに参画できない人々がいる事、そしてその状態を作り出す制度的欠陥である。

(5) 民主化が西洋化と同じではない理由

1.西洋の思想と西洋以外の思想

- i) 民主主義は単に公開選挙が実施されることをさすのではなく、「公共の理性の実施」こそが民

民主主義の本質である。この場合、必要となるのは「原則の多様性—多元主義という事実」、公共の場での議論の自由の保障、つまり「公共の論理」が必要不可欠である。

- ii) 民主主義は西洋世界の産物であると考えがちであるが、この「公共の論理」はアフリカや東アジアでも見られるもので、決して西洋だけの専売特許でない。

2. 民主主義と公共の論理

→民主主義として決して万能ではなく制度的な欠陥があり、そのために民主主義を制限するのではなく市民全体での議論を通じて更なる民主主義を求めるべきである。このプロセスこそが民主主義を「公共の論理」のかたちで機能させる。

(6) インドと核爆弾

- i) インドとパキスタンの核軍拡競争下では過半数に満たない核軍拡を支持する政党が政権を掌握した。過半数を得ていない政府ではあったが、国内の科学者や専門家の権威によって核軍拡は肯定的に捉えられた。
- ii) 核武装はコストの面でも大きな負担となる。国内総生産の0.5%にあたる財源が核武装に使われるが、この額を使えば国内の全ての子供を学校に通わせる事が出来る。このことから核武装に反対するのは人間の生活の不安の増大が最大の理由である。
- iii) 隣国のパキスタンの人々の貧窮を低減し国民の安定を促進すればより理性的な文民支配が行われ、テロ活動や軍部の暴発を防ぎインドの安全保障も拡充される。

(7) 人権を定義づける理論

→「人権」は世界中の人全てが、国籍やその国の法律とは関係なくもっていて誰もが尊重しなければならない基本的な権利である（自然権的考え）。

- i) 第一世代の「人権」：個人の自由、政治的自由のみを要求
- ii) 第二世代の「人権」：経済的・社会的権利、福祉権などの最低限の生活の糧や医療を受けるための共通のエンタイトルメントが含まれる。

1. 人権を定義づけるために取り組むべき問題

- i) 「人権」の宣言はどんな事を述べているのか？
「人権」の宣言はあくまで「倫理的な要求」であり法的主張ではない（不完全義務的側面）。
「公共の論理」というアプローチは「人権」を理解する事を中心であり、それこそが「人権の実践」である。これをふまえると立法化のみが「人権」の拡充ではない事がわかる。
- ii) 「人権」はなぜ重要なのか？
「人権」は自由の意義に適切に関心を払う必要を倫理的に肯定する。自由は権利と異なり人間の状態を表している。ケイパビリティ（人間の生命活動を組み合わせて価値のあるものにする機会）からのアプローチを行う事で、選択と実行を区別し、機会の保障を行う。
- iii) 「人権」にはどのような義務と責任がともなうのか？
「人権」は規範的な要求ではなく倫理的な要求であるため完全義務を超えた不完全義務という性質がある。不完全義務は「人権」を脅かされている人に適切な支援を施せる立場の人すべてに真剣な考慮を求める要求が含まれている。

- iv) <人権>はどんな行動によって促進されるのか？
- ①認知の道：<人権>がもつ倫理的な影響力を社会的に認知させその位置づけを承認させることで効力を得る。(例：人権宣言、国連人権憲章など)
 - ②社会運動の道：<人権>を推進するには「認知」にとどまらずに積極的な社会運動まで発展させる必要がある。(例：NGOによる監視や市民活動)
 - ③立法化の道：人権に具体的な法的拘束力をもたせる。しかし、必ずしも倫理的要求を強制的な法的規則に変える必要はない。むしろ、公の場における情報にもとづいた討論がなされることが必要である。
- v) 「第二世代」の権利である経済的・社会的権利は<人権>の中に無理なく含まれるか？
- ①制度化批判：経済的・社会的権利(飢えない権利や基礎教育を受ける権利など)を対象とする。これは権利が制度化される事で初めて権利の行使が可能になると言う批判。
 - ②実現可能性批判：全ての人に対して実現するのは不可能であるからして経済的・社会的権利を<人権>の枠の外にあるとする批判。
→完全実現は<人権>に説得力を与える必要条件でない。その目標向かって努力する事が<人権>の実現を促す。
- vi) ある権利を<人権>と見なす場合の弁護と攻撃はいかなるものか？また、特に多様な社会の場合、その権利の普遍性の主張はどのように評価されるか。
- <公共の論理>と<人権>の明文化とその適用との関係性を理解することが極めて重要である。<公共の論理>では倫理的要求を一般的に妥当とするか否かは公共の議論と精査にかかっている。また、<人権>の実現可能性と普遍性は公共の精査の批判に晒されて形づくられる。
- (8) 持続可能な発展—未来の世代のために
- i) 環境問題の優先事項
→「未来世代」が現在と同等あるいはそれ以上の自由を手にする「能力を損なうことなく」、現在世代の人々の実質的な自由を守り、可能であればそれを拡充することに重点を置くべき。未来の市民の自由も視野に入れた政策が必要である。
 - ii) 環境政策の中で市民が果たす役割
→環境保護活動の必要性は生活水準の維持などの経済的誘因(利益)ではなく、自身の応力に応じた責任が根底にある。環境政策の中では、市民は考え、評価し、行動する、単なる受益者ではなく行為者として市民は考え、評価し、行動する必要がある。
 - iii) 環境保護によって失われた自由は直接的な損害である。
→中国の一人っ子政策の様に<公共の論理>が欠落した意思決定によって自由が制限される場合は環境保護といえども差し引きして考える必要がある。
 - iv) 生活水準(経済的指標)が低下しない場合でも倫理面からみて社会的選択に著しい欠陥がある場合、自由は損なわれているのと同意。 _